

旧上伊豆島小学校・旧鬼生田小学校活用事業者公募
廃校の活用を希望する民間事業者を募集します



令和3年1月5日

郡山市財務部

公有資産マネジメント課

担当：門澤 康成

ターゲット 11.3 TEL：924-2051

SDGs ターゲット 11.3 「全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」

民間事業者の持つ事業ノウハウを活かした廃校施設の有効活用を図るため、旧上伊豆島小学校と旧鬼生田小学校の活用を希望する民間事業者を募集します。

1 対象施設

施設名	敷地面積	所在地
旧郡山市立上伊豆島小学校	10,553 m ²	郡山市熱海町上伊豆島字西畑 32 番 1 外
旧郡山市立鬼生田小学校	15,189 m ²	郡山市西田町鬼生田字西原 288 番外

2 募集方法及び契約方法

- ・ 公募型プロポーザルにより選定する。
- ・ 施設の活用方法は現況有姿での「売買契約」又は「賃貸借契約」のいずれかによるものとし、応募者が提案した契約方法により契約する。
- ・ 契約する対象範囲は土地・建物・工作物等の敷地全体とする。
- ・ 施設の一部だけを「買い受ける」又は「借り受ける」提案はできない。

(1) 売買契約による場合

施設名	最低売却価格（消費税別途）
旧郡山市立上伊豆島小学校	23,700,000 円
旧郡山市立鬼生田小学校	2,200,000 円

- ・ 売買価格は最低売却価格以上で応募者が提案した希望売買価格とする。
- ・ 最低売却価格未満の提案はできない。

(2) 賃貸借契約による場合

施設名	賃貸借料基準額（消費税別途）
旧郡山市立上伊豆島小学校	月額 229,500 円 （年額 2,754,000 円）
旧郡山市立鬼生田小学校	月額 84,600 円 （年額 1,015,200 円）

- ・ 賃貸借料は応募者が提案した希望賃貸借料とする。
- ・ 賃貸借料基準額未満での提案も可能とする。（※）
- ・ 貸付期間は 10 年以上で応募者が提案した期間とする。

・ 貸付期間が 10 年未満の提案はできない。

(※) 活用事業者及び活用事業の提案内容が、郡山市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 4 条の規定に該当すると認められない場合は、郡山市議会の議決（地方自治法第 96 条第 6 項）が必要となる。

3 応募資格

法人格を有する団体とする。

4 選定方法

有識者及び市職員で構成する活用事業者選定審議会を設置し、応募者による企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。

5 基本協定及び契約の締結

優先交渉権者決定後、優先交渉権者と市は、契約締結に向けた基本協定を締結し、協議が整い次第、契約を結びます。

6 公募スケジュール

内 容	日 程
活用事業者の公募開始日	1月5日(火)
公募申込み受付期間(公募申込資格の審査)	公募開始日～2月8日(月)
活用事業企画提案書の提出期限	2月26日(金)
提案内容のプレゼンテーション・ヒアリング審査、 優先交渉権者の決定	3月
優先交渉権者による地域への説明・協議	3月以降(日程は優先交渉権者と協議の上、決定する。)
郡山市議会への議案提出・議決(※) (※) 賃貸借契約により賃料の減額貸付となる場合。	
売買契約又は賃貸借契約の締結、施設の引き渡し	7月以降

※ スケジュールは変更となる場合もありますのでご了承ください。

7 市ウェブサイト公募情報

「郡山市ウェブサイトー産業・ビジネスーファシリティマネジメントー資産活用ー廃校活用」
(https://www.city.koriyama.lg.jp/sangyo_business/facilitymanagement/shisan_katsuyou/haiko_katuyo/26674.html)

